

□ 返戻金制度について □

人材紹介に関する契約による手数料請求権は当事者間での入社会意と入社の実事によって発生いたします。また、入社後の退職原因について全てが紹介会社の責任範囲とはなりません。そこで退職理由による手数料額の取扱いについて以下のとおり規定致します。

① もっぱら求人者企業の事由により退職に至った場合

求人者企業の事業上都合により解雇、希望退職を募り退職した場合、求人者企業が提示した労働条件が入社後大幅に異なることにより退職した場合、適切な指導・教育研修等の不足による退職等があげられます。このような場合には、当社からの手数料請求権利は失いませので規定どおりの手数料をお支払いいただきます。

② もっぱら求職者本人の事由により退職に至った場合

犯罪行為、反社会的行為、経歴詐称や無断欠勤等の懲戒解雇事由に該当する場合。また、著しく能力が劣り研修等を実施したにもかかわらず通常期待される水準に達しないために普通解雇に該当する場合等があげられます。このような場合には以下の内容で手数料を返金させていただきます。

採用後 1 ヶ月以内の退職：80%

採用後 2 ヶ月以内の退職：50%

採用後 3 ヶ月以内の退職：10%

※ 但し、派遣（紹介予定派遣含む）等で求人者企業に勤務実績のある者の直接雇用の場合には返戻金の取扱いはありません。この期間が試用期間とみなされます。

③ 求人者企業及び求職者本人の責めに帰すことのできない事由により退職に至った場合

事故等による死亡、入社後に発病した病気が原因の退職等、事前予測が不可能な事由による退職の場合には、当社からの手数料請求権利は失いませので規定どおりの手数料をお支払いいただきます。

職業紹介事業許可 40-コ-010144 派遣事業許可 派 40-010049

フレックスビジネスサービス株式会社

福岡市博多区博多駅東 2-2-2 ハニービル 5F